

**受講生各位**

**2011 年目標 司法書士講座**

**教材訂正表**

択一六法・不動産登記法（背表紙番号 1008）

	誤った記述	正しい記述
p36、登記識別情報の失効の申出と有効証明請求の図表	一番下の「資格者代理人による申出・請求」の段	すべて削除
p76、1行目	その譲受人の1人の単有名義とする所有権移転登記を申請することができる(登研448号)。	その譲受人の1人の単有名義とする所有権移転登記を申請することができない(登研448号)。
p143、(3)複数の登記原因がある場合の登録免許税、①の図表	住所移転→行政区画変更の登録免許税の箇所、「1000円(登研252号)」	当該行政区画の変更に係る市区町村長等の証明書を提供すれば、非課税(平22.11.1-2759号)
p260、下から6行目	(b) 減額変更をする抵当権についての抵当権移転仮登記・ <u>所有権移転請求権仮登記</u> の登記名義人	(b) 減額変更をする抵当権についての抵当権移転仮登記・ <u>抵当権移転請求権仮登記</u> の登記名義人
p266、下から3行目	次いで「Aの債務引受」	次いで「Cの債務引受」
p309、上から9行目	ii) 抵当権の順位譲渡により、順位譲渡した抵当権者と順位譲渡を受けた抵当権者間で順位が交換され、	ii) 抵当権の順位譲渡により、
p400、下から3行目、右側	登研490号……199	登研490号……200

クレアールアカデミー  
司法書士講座事務局